


専務	職員
	

福島労発基 0318 第 3 号  
令和 4 年 3 月 18 日

労働災害防止団体及び  
建設業関係団体の代表者 殿

福島労働局長  
(公印省略)

令和 4 年福島県沖を震源とする地震による災害復旧工事における  
労働災害防止対策の徹底について (要請)

建設業における労働災害防止につきましては、日頃より格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震により、建設物、交通機関、電気及び水道等の生活関連施設に大きな被害が発生しました。

今後、福島県内においては、災害の状況に応じ、被害を受けた建設物の解体・除去、改修工事等の災害復旧工事を早急に進めることが必要となります。

つきましては、災害復旧工事において、下記のとおり労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、貴会会員に対し周知徹底を図られますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事 (河川の堤防の補修等の工事を含む。) の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則 (以下「安衛則」という。) 第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の地震以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

(2) 上記 (1) の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。

(3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応

じ、地山の状況を監視する者を配置すること。

- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 2 号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実にを行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記 1 の (1) から (5) までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記 4 によること。

## 2 高所からの墜落・転落災害防止対策

- (1) 高さが 2 メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合には、安衛則第 518 条に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置すること。なお、作業床を設置することが困難である場合には、安全ネットを設置すること、労働者にフルハーネス型墜落制止用器具を使用させること等の措置を講ずること。

また、足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策については、平成 26 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 3 号「墜落防止のための安全設備の作業標準マニュアル」によること。
- (2) 持ち運びが可能であるはしご（移動はしご）を使用する場合には、安衛則第 527 条に基づき、丈夫な構造であって、著しい損傷、腐食等がなく、その幅が 30 センチメートル以上のものを使用すること。また、移動はしごにすべり止め装置を取り付けること、移動はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の転移を防止するための措置を講ずること。
- (3) 脚立を使用する場合には、安衛則第 528 条に基づき、丈夫な構造であって、著しい損傷、腐食等がないものであって、その脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有するものを使用すること。
- (4) 物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、安衛則第 538 条に基づき、労働者に保護具（ヘルメット）を使用させる等の措置を講ずること。

### 3 がれき処理作業における安全衛生の確保

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等において関係労働者間で十分に共有を図ること。
- (2) がれき処理作業に当たって、車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記5によること。
- (3) がれき処理作業については、適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

### 4 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

### 5 その他

工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにすること。

上記3(3)のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を労働者に徹底すること。

#### (添付) 関連リーフレット

- ・資料1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料2 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント

- ・資料3 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！
- ・資料4 はしご・脚立を使う前に（作業前チェックリスト）
- ・資料5 地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項
- ・資料6 がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～ がれき処理作業を行う皆様へ ～
- ・資料7 がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～ 事業者の皆様へ ～

(担当 福島労働局労働基準部健康安全課 TEL024-536-4603)